

名古屋市告示第244号

市長が登録建築物エネルギー消費性能判定機関に委任することとした判定の業務及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の規定に基づき次のように定めましたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第8条の規定に基づき告示します。

平成29年4月1日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 委任することとした判定の業務  
全部
- 2 判定の業務の開始の日  
平成29年4月1日

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課